

令和3年8月2日

神奈川県医師会 御中
神奈川県歯科医師会 御中
神奈川県病院協会 御中
神奈川県精神科病院協会 御中
神奈川県看護協会 御中
神奈川県薬剤師会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱い終了
及びV-SYSへの接種実績の登録等について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日ごろより格別のご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和3年7月21日付で厚生労働省健康局健康課予防接種室より発出されました標記の通知を受け、今後、次のとおり取り扱うこととなりますので、各市町村を通じて新型コロナワクチン接種施設に周知するとともに、県から優先接種を必要とする医療従事者等が所属等する関係機関あてに周知しましたので、参考までお知らせします。

1 医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱い終了について

- 本県では7月16日にワクチン接種記録システム（V-SYS）を用いた接種券付き予診票の発行を終了し、今後は、各市町村が発行する接種券により接種することとしています。
- 今後、新たな就業等に伴い、ワクチン接種が必要となった医療従事者等につきましては、9月末までの間は、県が設置する福祉施設等従事者向け新型コロナワクチン接種会場での接種を受けることが可能です（別添参照）。
- 併せて、優先接種が必要な医療従事者等が生じた場合、迅速な接種の観点から、当該従事者が所属等する機関と各市町村のワクチン接種施設間で、適宜、調整のうえ、市町村が供給する既存のワクチンの枠内で優先接種にご配慮いただくよう市町村を通じてワクチン接種施設にお願いしています。
- また、優先接種が必要な者が接種券を所持していない場合も、国事務連絡を参考にご配慮いただきますようお願いしています。

2 V-SYSへの接種実績の登録等について

- 医療従事者の接種が接種券による接種に順次移行することから、接種実績の事務負担軽減の観点から、本通知以降のV-SYSへの接種実績の登録は不要となります。

問合せ先
医療危機対策本部室ワクチンチーム
電話 045-285-0717

神奈川県内で活動する医療従事者の皆様へ
(新型コロナワクチン接種会場のご案内)

令和3年8月2日
神奈川県医療危機対策本部室
(ワクチンチーム)

神奈川県ではこのたび、高齢者、障がい者、保育関係の福祉施設などで働く方が、早期に新型コロナワクチン接種を受けられるよう、市町村が行う住民接種を補完する県独自のワクチン接種会場を設置したところです。

こうした中、医療従事者の方々は、その職務の特性上、患者との密着性が高いこと等から、この会場における接種対象者に追加し、福祉施設等の従事者と同様にワクチン接種を受けられるようにいたしました。

接種を希望する方は、次の方法により接種の予約手続きが可能ですのでお知らせします。

1 接種会場の概要

(1) 名称

神奈川県 福祉施設等従事者向け新型コロナワクチン接種会場

(2) 実施期間

令和3年7月17日(土)～9月30日(木)(終了日は予定)

平日：午後3時～午後9時、 土日祝日：午前9時～午後6時

(3) 会場

新横浜国際ホテルマナーハウス(南館)

所在地：横浜市港北区新横浜3-7-8

(JR新横浜駅北口より徒歩3分、市営地下鉄新横浜駅7番出口より徒歩1分)

(4) その他

- ・ ワクチンはモデルナ社製ワクチンを使用します。
- ・ 1回目・2回目ともこちらの会場で接種を受けていただきます。(2回目の接種予約は、1回目の接種の4週間後に自動的に設定されます。)
※ 既に市町村等において1回目の接種を受けている方は、こちらの会場で接種することはできません。
- ・ 接種費用は無料です。
- ・ 1日あたり接種予定人数は約1,000人、期間中合計で約45,000人の接種を予定しています。

2 申込方法 : 8月2日以降申し込み可能です

- (1) 神奈川県ホームページから「福祉施設等従業者向け新型コロナウイルスワクチン優先接種」のページにアクセスして下さい。

<https://www.kanagawa-vaccine-yoyaku.com/>

神奈川県 (トップ) → 新型コロナウイルス感染症対策ポータル
→ (ワクチン接種について) 福祉施設等優先接種

- (2) 上記 Web サイトの申込用 Web フォームに必要事項を入力し、入力内容を確認の上登録してください。

- ※ 「法人名」は、所属の名称 (例:「〇〇診療所」) をご記入下さい。
- ※ 「分野」は、「その他」を選択して下さい。
- ※ 「施設区分」は、「医療従事者」を選択してください。

- (3) 24 時間以内に、登録いただいたメールアドレスへ「仮接種券番号」が返信されますので、メールの案内に従って、接種予約を行って下さい。

(インターネットのみでの予約となります)

- ※ なお、予約状況により、申し込みができない場合も想定されますので、ご承知おきください。

3 問合せ先

今回ご案内させていただきました県の福祉施設等従業者向けワクチン接種事業の概要や、インターネットでの予約方法に関するお問い合わせは、次のコールセンターにお電話されるか、2 (1) に記載の「福祉施設等従業者向け新型コロナウイルスワクチン優先接種」の Web ページ巻末の「お問合せフォーム」にてお問合せ下さい。

神奈川県福祉施設等従業者優先接種コールセンター

電話 : 0570-55-0638

受付時間 : 平日午前 9 時から午後 5 時まで (土・日・祝祭日は休業)

(このご案内に関する問合せ先)

神奈川県健康医療局

医療危機対策本部室 (ワクチンチーム)

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

(電話) 045-285-0717

(mail) iryoukiki.vaccine.md4g@pref.kanagawa.jp

医療従事者向け優先接種における接種券付き予診票の取扱いの終了等について（7/21国事務連絡）

神奈川県医療危機対策本部室

2021年8月2日

◎ 医療従事者向け優先接種における接種券付き予診票の取扱いの終了等について（7/21国事務連絡）

通知の趣旨

医療従事者等向け優先接種の終了



V-SYSからVRSに移行する

1. 接種券付き予診票の終了

- ① 接種券付き予診票（県等）による接種から、接種券（市町村）での接種に切替
【7/16以降：医療従事者等】 【7/30以降：高齢者施設等従事者】
- ② 優先接種が必要な者には、迅速な接種への配慮を要請

2. 接種実績の登録等

- ① 国がV-SYSの接種実績を公表【7/21時点】
- ② 市町村が確実にVRS登録を行う場合、V-SYSへの接種実績登録不要（施設）
【本通知以降：医療従事者等】 【本通知以降：高齢者施設等従事者】

通知の内容

◎ 通知施行に伴う課題

事務連絡内容 1 ②について

県の医療従事者等向け
接種は完了
(7/16受付終了)

今後も未接種の優先接種対象
は存在（新たな入職者等）

優先接種が必要な者には
迅速な接種を要請

【市町村における課題】

- 市町村にて、医療従事者等の優先接種を直接的に配慮することが困難
 - ワクチン供給に制約
- ⇒ 医療従事者等向けワクチンを上乗せ供給することは物理的に困難

「迅速な接種」にどのように配慮するか明らかにしたうえで周知

◎ 医療従事者等向けワクチンの供給に関する役割分担

区分	これまでの分担	今後の分担（7/21以降）	
		9月末まで	10月以降
国	県へワクチン供給 （6月末で終了）	—	医療従事者等の実質的な優先接種に配慮 医療従事者等向けワクチンを上乗せ供給しない
県	医療機関に配送 （7/16に終了）	市町村を通じて住民接種を行う接種施設に対して未接種の医療従事者への 配慮を依頼	—
		⇒ 福祉従事者等接種会場での医療従事者等接種の受入	—
市町村 *	必要に応じて高齢者接種と並行して医療従事者等ワクチンの供給に協力	接種施設への周知	
		⇒ 接種施設への供給ワクチンの一部で医療従事者等に接種していることを認知	
接種施設 *	県からの供給ワクチンで接種	市町村からの供給ワクチンの枠内で接種	
接種希望 医療機関等 *	接種施設での接種を要請	福祉従事者等接種会場での接種を要請	接種施設の負担軽減の観点から、要請は接種希望者個人ではなく、接種希望者を雇用する医療機関から行うよう徹底したい
		連携する接種施設に接種を要請	

◎ 対応

改めて、次の内容を盛り込んだ通知を県から発出予定

接種施設等への周知内容

県内市町村から、住民接種施設に、今後医療従事者等から接種希望を受けた場合、市町村から供給されたワクチンの枠内で、迅速な接種に配慮を求めるよう周知

通知対象	周知に盛り込む内容
県⇒市町村⇒接種機関	接種機関が、医療従事者等の優先接種の要請を受けた場合、市町村から供給されたワクチンの枠内での迅速な接種に配慮いただくよう周知
県⇒優先接種機関 (医療・高齢者施設)	雇用する医療従事者等に接種が必要な場合、当該機関から接種施設に、市町村から供給されたワクチンの枠内での迅速な接種を要請いただくよう周知
県⇒医師会・病院協会	上記取扱いを案内した旨の情報共有

事 務 連 絡
令和3年7月 21日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了
及びV-SYSへの接種実績の登録等について

医療従事者等向け優先接種及び高齢者施設等従事者向け優先接種の一部等におきましては、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）による接種券付き予診票を用いて接種が行われておりますが、多くの都道府県で医療従事者等向け優先接種の完了が報告されていること、及びこれらの接種記録の迅速な把握の観点から、下記のような取り扱いといたします。本事務連絡の内容について、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、医療従事者等への接種を実施する接種施設に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 V-SYS を用いた接種券付き予診票の発行については、各市町村における接種券の送付が進んでいること及びワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）による各市町村の迅速な医療従事者等向け優先接種に係る接種記録の把握に資することに鑑み、以下に掲げる日から順次、接種券による接種に切り替えるようお願いいたします。

なお、その際に接種券の発行がなされていない者であって優先接種が必要な者への接種につきましては、迅速な接種及びVRSによる迅速な記録把握の観点から、接種券なしで優先接種を行いつつ、後日接種券が発行された後に持参いただく等の取り扱いの工夫をお願い申し上げます。

- ・医療従事者等向け優先接種：各都道府県について、全国知事会のホームページで医療従事者等向け優先接種が完了と公表された日（本事務連絡の発出日において既に完了を公表済みの都道府県にあつては、本事務連絡の発出日）
- ・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日

※ V-SYS の接種券付き予診票の発行機能については、全都道府県において医療従事者等向け優先接種の完了が公表された後、一定期間を空け終了する予定です。

※ 上記日以後も既に印刷済みの接種券付き予診票を用いることは差し支えございませんが、迅速な接種記録把握の観点から、業務に支障のない範囲で接種券への切り替えを順次お願いいたします。

2 現在、V-SYS により集計・公表している医療従事者等の接種実績につきましては、医療従事者等の接種が接種券による接種に順次移行することから、以下に掲げる日までの実績を集計・公表することといたします。

これに伴い、以下に掲げる日以降の医療従事者等の接種実績につきましては、VRS への接種記録の登録を確実にを行う場合は、接種施設の事務負担軽減の観点から、V-SYS への医療従事者及び高齢者施設等従事者等の接種実績の登録は不要といたします。

- ・医療従事者等向け優先接種：全国知事会のホームページで完了済みと公表されている都道府県について、当該公表の日まで（本事務連絡の発出日において既に完了を公表済みの都道府県にあっては、本事務連絡の発出日まで）
- ・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日まで

以上